

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑地福社会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 常勤の役員については、報酬及び賞与を支給する。  
なお、常勤の役員とは、施設または実質的な本部機能を有する事務所所在地を主たる勤務場所とする役員をいう。
- 非常勤の役員等については、報酬を支給しない。
- 統括施設長及び施設長（以下「施設長」という。）が施設長として在籍のまま理事である期間は、（1）の報酬は支給せず、職員の給与に関する規則に基づき給与を支給する。

## (常勤の役員の報酬算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬の支給額は次に掲げるものとする。

役職名	報酬額
理事長	月額 500,000円
理事	月額 300,000円

- 常勤の役員に対する賞与の支給額は、1年度において月次報酬の支給額の2.2月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。
- 第1項及び第2項に定める支給額は、前条（3）に定める施設長の給与以下の額とする。
- 第1項に定める支給額は、法人の財務状況等を勘案して、理事会の決議によって減額できるものとする。

## (非常勤の役員の費用弁償算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する費用弁償の支給額は次に掲げるものとする。

業務	費用弁償額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務の為の出勤	日額 10,000円

## (支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬は、前月11日から当月10日までの分について、当月27日に支払う。

- 非常勤の役員等に対する費用弁償の支給方法は、法人業務を行う日毎に支給する。

## (交通費)

第6条 役員等の交通費は、実費請求による精算とする。

## (費用弁償)

第7条 役員等が法人の業務のために旅行したときは費用を弁償する。

- 費用弁償の方法は、実費請求による精算とする。

## (改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年6月22日から改訂施行する。  
この規程は、平成30年3月13日から改訂施行する。